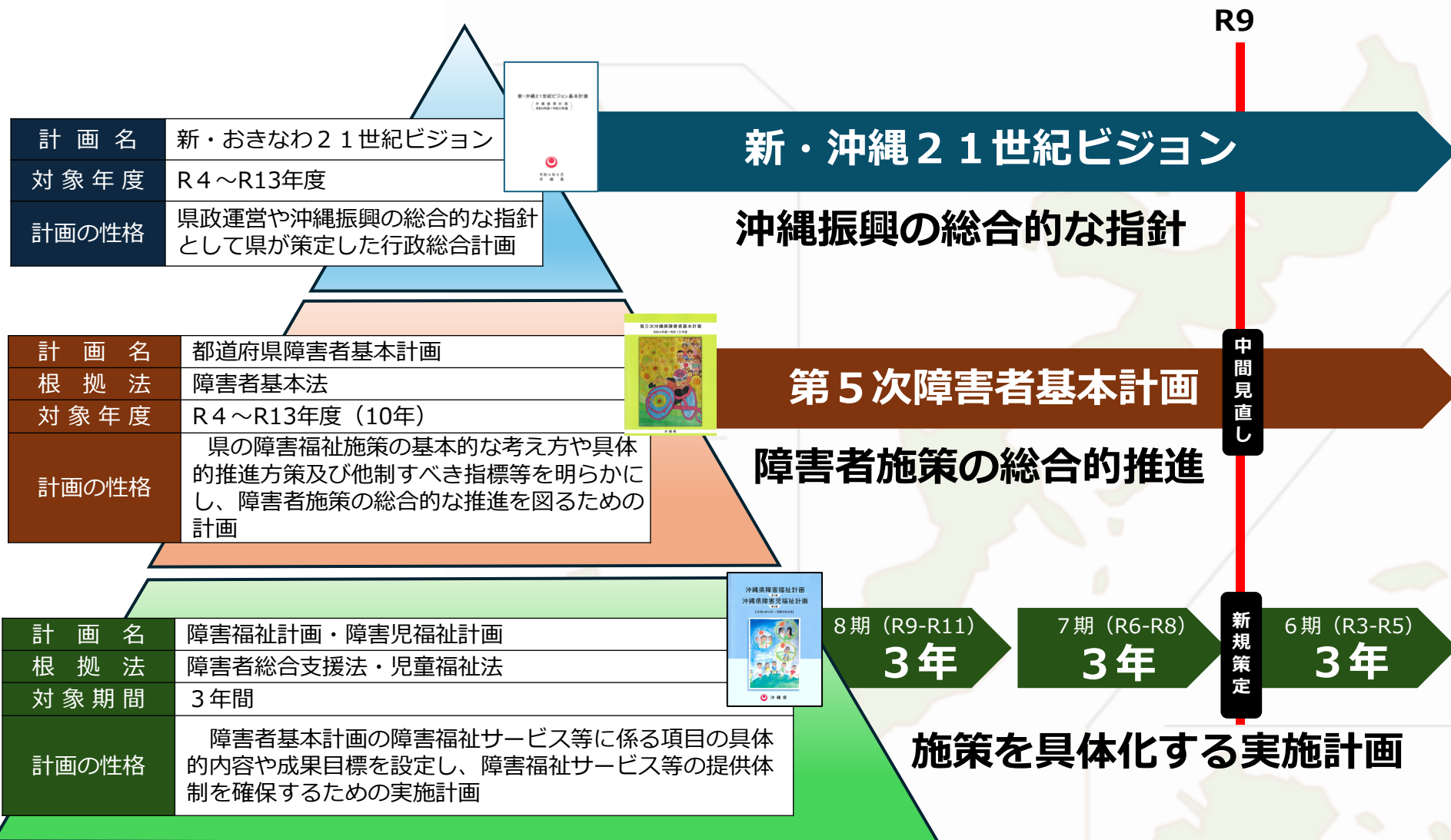


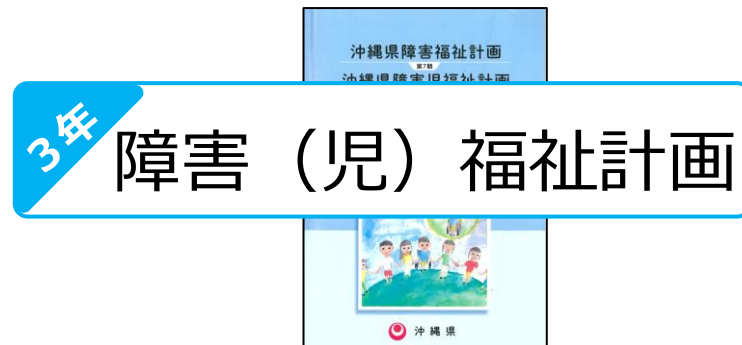
障害者基本計画、 障害福祉計画・障害児福祉計画 について

沖縄県障害者施策推進協議会事務局
(沖縄県障害福祉課)

障害福祉施策関連の計画体系



根拠法令



根拠法令

障害者基本法

障害者総合支援法



国

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。



県

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



市町村

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



特徴

- ・計画の期間は原則として10年
- ・県、市町村計画は国の策定する障害者基本計画を基本にして策定しなければならない。

- ・計画の期間は原則として3年
- ・県、市町村計画は、国の定める基本的指針に即して策定しなければならない。

第5次 沖縄県障害者基本計画の中間見直しについて



「障害者が地域社会の一員として、生き生きと暮らすことのできる社会の実現」

令和4年度
(2022)
第5次計画
スタート

令和8年度
(2026)
中間評価

令和13年度
(2031)
計画達成

第5次計画における中間見直しについて記載内容（抜粋）

本計画は、新たな振興計画との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。

また、中間年にあたる令和8年度（2026年度）を目処に、計画の進捗状況について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

〔 中間見直しの基本的な考え方 〕

中間見直しは、⁰¹成果指標及び具体的施策の進捗確認並びに⁰²法令及び他の計画との整合性を確保することを目的とし、原則として計画の基本理念や施策体系を変更するものでない。

ただし、法令、制度等の改正や同計画策定後の事情変更等に伴い、同計画の内容に整合しない箇所があれば、当該箇所に関し必要の見直しを行うこととする。

見直し検討の具体的方法

01

成果指標等の進捗確認

成果目標：24指標

具体的施策：203件

について、取組状況調査を実施し、進捗を確認する。

02

法令及び他の計画との整合確認

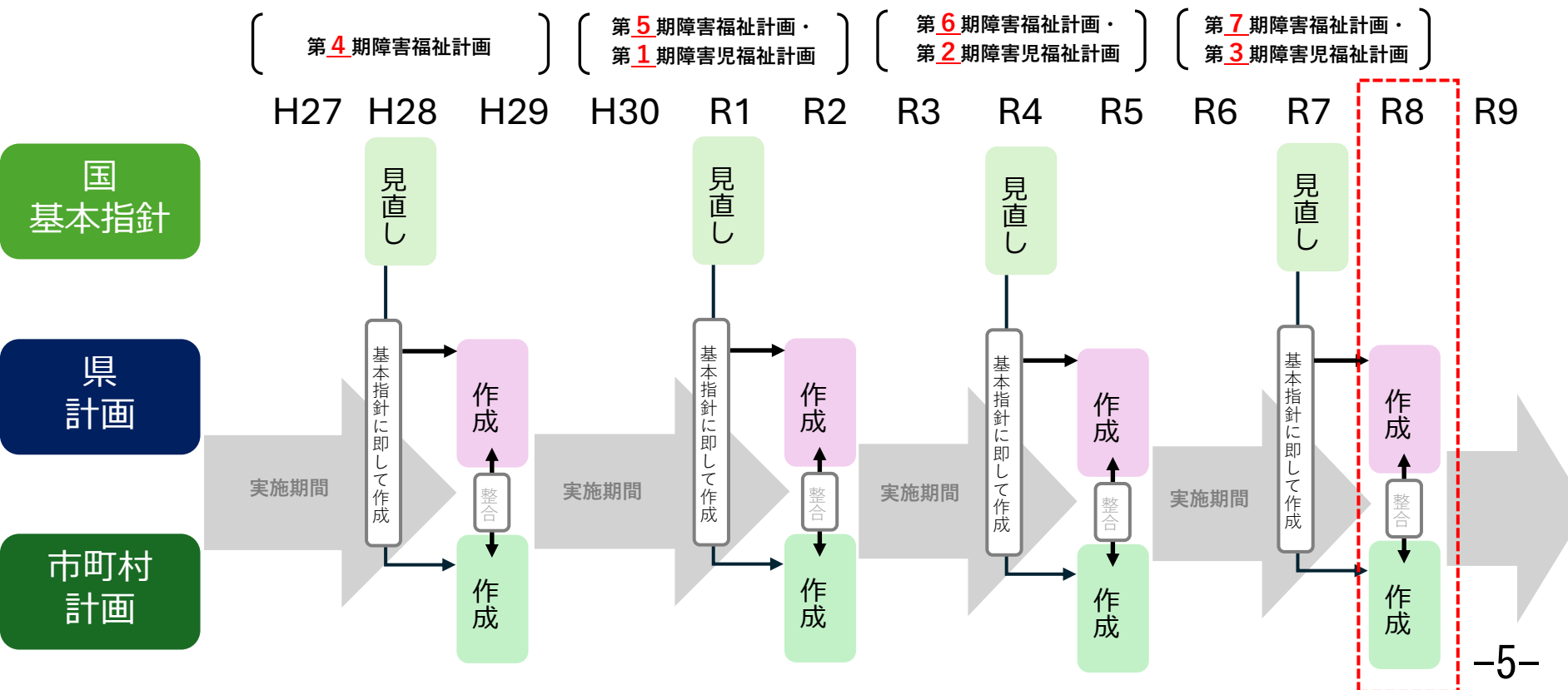
第5次障害者基本計画の記載内容に関する意見照会にて整合を確認する。



障害福祉計画・障害児福祉計画について

作成は義務

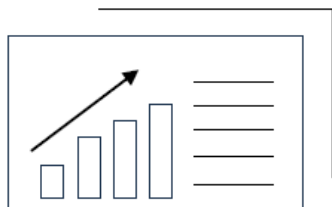
- 都道府県、市町村は、当該基本指針に基づき障害福祉計画・障害児福祉計画を作成しなければならない（障害者総合支援法第88条及び第89条）
- 令和9年度は、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9～11年度）の作成年度となっている。



1

成果目標

計画期間中に達成すべき
「ゴール」



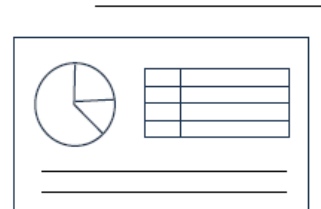
- 1 施設入所者の地域生活の移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児支援の提供体制の整備等
- 5 地域生活支援の充実
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

などに関する成果目標を設定

2

活動指標

成果目標を達成するための
「実施量」



- ・各サービス利用の見込み量
- ・協議の場の設置及び開催
- ・コーディネーターの配置
- ・支援体制の整備
- ・障害福祉人材確保のための研修の実施
- ・相談支援体制の充実、強化の取組

などに関する活動指標を設定